

平成22年第2回砂川市議会定例会

平成22年6月14日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の逐次繰越しについて
- 日程第 6 議案第 7号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議について
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
土田 政己議員
矢野 裕司議員
議事日程報告
議長諸般報告
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
自 6月14日
至 6月16日 3日間

- 日程第 3 主要行政報告
日程第 4 教育行政報告
日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
報告第 2号 継続費の繰次繰越しについて
日程第 6 議案第 7号 財産の取得について
日程第 7 議案第 2号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議について
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻勲君
	小黒弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊

総務部長	角丸誠一
兼会計管理	
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成22年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、土田政己議員及び矢野裕司議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第86回全国市議会議長会の定期総会において同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れることをお許し願いたいと思います。

○議会事務局長 河端一寿君 今回表彰されました方のお名前を申し上げますので、議長の前までお進み願います。

一般表彰、議員15年以上、小黑弘議員、同じく沢田広志議員。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月16日までの3日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) おはようございます。3月の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、1ページの総務部の総務課の関係では、2点目の砂川市防災会議について、3月23日、砂川市防災会議を開催をいたしまして、砂川市地域防災計画及び砂川市水防計画の改正案について審議をいたしました。そして、承認されたところであります。

次に、2ページの広報広聴課の関係では、3点目の移住定住促進事業の取り組みについて、4月23日、第1回すながわ移住定住促進協議会を開催をし、お試し暮らしの実施や体験移住者との滞在中の交流活動などを盛り込んだ平成22年度事業計画について協議をし、承認されたところであります。

4点目の砂川市第6期総合計画の策定に向けた取り組みについて、5月7日と6月3日の両日、審議会を開催をし、基本計画の施策、基本構想の基本目標、人口推計と目標人口、将来像、まちづくりの重点課題、成果指標、土地利用の基本方針について協議し、承認されたところであります。また、審議会の開催に先駆け、2回の策定委員会を開催をしております。

次に、7ページの市民部社会福祉課の関係では、4点目の子ども手当について、4月1日、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するため子ども手当の申請受け付けを開始をし、6月4日、1,093世帯に対し初回の支給を行ったところであります。

次に、12ページの経済部農政課の関係では、3点目の農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、5月10日、昨年12月の改正農地法の施行によって農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、基本構想を変更したところであります。

13ページの5点目の農作物の生育状況について、長雨や低温、日照不足の影響などにより各農作物の作業生育はおくれているところであります。

10点目の産地生産拡大プロジェクト支援事業について、3月30日、タマネギ選果施設の試運転が開始され、4月12日に堆肥舎落成式が行われたところであります。

次に、20ページの市立病院の関係では、2点目の平成22年度附属看護専門学校の入学生状況について、受験者163名のうち一般入学試験合格者34名、推薦入学試験合格者7名でありましたが、そのうち35名の学生が4月7日に入学いたしました。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生35名、2年生35名、3年生35名、総数105名となったところであります。

次に、21ページの4点目の改築工事の発注状況について、一昨年度に発注した改築工事の進捗率は82.39%となっているところであります。

5点目の新病院における床頭台等の設置運営事業者については、4月12日、新病院の床頭台、テレビ、冷蔵庫等の設置運営を行う事業者を公募型プロポーザルにより選定する公告を行い、4事業者から参加申し込みがあったところですが、関係書類の審査を行い、5月31日に最優秀提案者を選定したところであります。

以上申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります、1点目の学校の現況について申し上げます。5月1日付の学校基本調査による現況は、表のとおり対前年比較で学級数において1学級増の68学級、児童生徒数につきましては13名減の1,412名、教職員数は4名増の122名となっております。

2点目の平成22年度全国学力・学習状況調査の実施につきましては、4月20日、小学6年生174名、中学3年生143名が受験したところであります。

次に、2ページ、社会教育課所管につきまして申し上げます。4点目の春のあいさつ運動強調週間についてであります、5月18日から21日までの4日間、市内小中高の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブの皆さんなど40団体のご協力をいただき、実施したところであります。

以上申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 継続費の逡次繰越しについて

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 継続費の逡次繰越しについての2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

平成21年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の地域活性化・きめ細かな事業1億909万6,000円、3款民生費、2項児童福祉費の子ども手当システム改修事業405万3,000円、4款衛生費、1項保健衛生費の新型インフルエンザワクチン接種費扶助事業316万円、9款消防費、1項消防費の全国瞬時警報システム受信機等購入事業628万3,000円、10款教育費、2項小学校費の学校耐震化事業3億6,781万1,000円、同じく3項中学校費の学校耐震化事業1億6,804万1,000円の6事業について、記載の財源内訳のとおり全額を翌年度に繰り越しするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 報告第2号 継続費の通次繰越しについてご説明申し上げます。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費を繰り越したもので、同規定により報告するものであります。

平成21年度砂川市病院事業会計継続費繰越計算書により、ご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名は改築事業で、継続費の総額は143億1,824万9,000円であります。平成21年度予算計上額年割額は43億5,445万8,000円であり、前年度通次繰越額2,669万6,000円を合わせた43億8,115万4,000円が平成21年度継続費予算現額であります。工事入札等により建設費に執行残が生じ、支払い義務発生額が40億6,618万6,000円となったため、残額の3億1,496万8,000円を翌年度の平成22年度へ通次繰り越しするもので、財源内訳といたしましては企業債で3億1,490万円、損益勘定留保資金で6万8,000円を予定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号及び第2号の報告を終わります。

◎日程第6 議案第7号 財産の取得について

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第7号 財産の取得についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第7号 財産の取得についてご説明いたします。

提案の理由は、砂川市の住民記録、税情報等の管理に資するため、総合行政情報システム一式を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

なお、システム受託事業者は株式会社北海道日立情報システムズに決定しましたが、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を利用して取得するものであります。

記として、1、財産の種類、砂川市総合行政情報システム一式。

2、設置場所、市役所庁舎サーバー室ほか。

3、取得価格、1億1,572万6,945円。

4、取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、寺島光一郎であります。

3ページには、議案第7号の参考資料といたしまして総合行政情報システム一式概要を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 若干の質疑をさせていただきたいと思うのですが、実はこれまでも3月の定例議会あるいはこの前5月の臨時議会でもこの案件が出てきまして、実はちょっと勘違いをしまして、私は今まで項目として出てきたのが総合行政情報システム、つまり住民情報のシステムということで出てきたので、まさかこんなにいろいろ周辺機器までも一緒に買うとは思いませんでしたので、このたび参考資料がたまたまつけていただいていますので、余りにそこに深入りはしていきませんが、基本的なことをちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

今回はハードウェアがあったり、つまり私が考えていたのは最後のシステム関連がほぼ主な財産の取得になるのかなというふうに思っていたということなのですが、特に1点目は、特にハードウェアの関係というのはいろいろなメーカーがあるはずだろうと思うのですが、つまりサーバーに関しても、スキャナー、プリンター等、パソコンなんかでもすね、ここら辺の機種に選定されていった基準というか根拠というか、それをまず第1点でお話をいただきたいと思います。

それから、それぞれの機器について大体耐用年数というのは、更新時期というか耐用年数というのは大体どのぐらいに考えていったらよいのかというのが2点目です。

そして、3点目では、今回のこのハードウェア関係の中でパソコンが58台というふうになっているのですが、多分職員用のパソコンだと思うのですが、この58台で間に合うのかどうかということなのですが、もっと財産取得したほうがよかったのではないかなというふうにも思うのですが、その辺、まず第1点としてお伺いをいたしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 3点ほどございました。

ハードウェア関係の機器選定でありますけれども、この機器選定に当たりましては従来使っているシステムから移行する部分と、それからシステム受託事業者の関係、選定してからの部分での適切な機種を選ぶに当たっては、うちの情報推進係が中心になりまし

て、選定してきているというところであります。

それから、機器の耐用年数と更新というお話でありましたが、現在更新しようとしている機器は、ハード、ソフト含めて7年間は基本的に利用しようという考えであります。8年目以降は、機器の傷み状況等もあるでしょうが、それは受託事業者のほうと協議をしてという対応で考えております。

それから、パソコン58台で間に合うのかなというようなお話でありましたが、市役所内部にはイントラ系のパソコンと基幹系のパソコンがございまして、今回基幹系のパソコンでいけば、こういう住民情報システムを動かすパソコンでいけば58台で間に合うという状況でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと今パソコンの台数の関係がわからなかったのですが、私には。職員は百何十人、たしかいたはずなので、この機に、皆さんのパソコン見ると結構古いで、パソコンが新しくなるのかなと思ったのですが、そうではなくて、システム関連のパソコンだけがどうにかなるのかということなのかどうかなのですけれども、つまり職員の目の前にある、机の上にあるパソコンの更新と今回は違うのかどうかという確認をさせていただきます。

それから、今回参考資料をいろいろ見ていきますと、本当にいろいろなものが買われることになっていまして、最後のシステム、日立情報システムズのe-A DWORLD 2というのは、これはまさによくわかるのです。いろいろな住民サービスをしていく上での住民記録だとか印鑑登録システムだとか、そういうものが全部一括して入っているものだろうと思うのですけれども、ところがちょっと見ていくと、例えばディタッチャーとかというのがありますよね。これディタッチャーというのは、長い紙を印刷していくような印刷機のようなのです。それから、シーラーという言葉がありますけれども、このシーラーというのは封筒とかはがきのようなものをのりづけしたり、あるいは裁断をしたりですか、とにかく余り情報というような形ではないようなものと私は思えるものが一緒に買われていることになるのだと思うのです。この辺というのは、今までも同じように買われていたのか。つまりこの今システムと言われている、これ全体を今回買うのですが、これまでも同じような形でやってきたのかどうかというのを伺いたいのです。

それから、それぞれ全体としては5年間で、これすべてで約1億2,000万ぐらいの買い物になるのです。えらい金額だなというふうに思っているのですけれども、この1億2,000万の中で全部言ってくださいなんていうことは決して言わないのですけれども、どの辺の機械が一番高く、大体どのぐらいするものかぐらいちょっとお伺いできたらいいなというふうに思っているのですけれども、まずそこら辺のところをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 まず、1点目のパソコンの58台で足りるのかというお話であ

りました。現在全部で庁舎内は190台ございまして、今回システムに合わせて58台入れるのですけれども、これは基幹系といいまして、そういう住民情報等が見れるパソコン。昨年国の景気対策の部分で77台のパソコンを購入していますが、これはイントラ系でありまして、そういう住民情報を見れないパソコン、すなわち通常のスケジュール管理等が行えるパソコンであります。状況としては、58台は今入れるシステムを操作する各課に入る機械のパソコンの台数ということになります。

それから、システムの関係で従前もそうであったかというようなお話ですが、現在のシステムは平成14年に入れておりまして、そのシステムを入れたときに合わせて関連するそういうプリンター等の機器も入れているところでもあります。ただ、途中で故障したりなんだりすると更新してきているという状況にございます。

それから、金額のお話でしたけれども、今回の契約額で大きく3つに分けて……失礼しました。取得価格の部分で大きく3つに分けますと、ハードウェア関連でいきますと3,027万7,000円ほど、ソフトウェア関係でいきますと1,027万ほど、それからシステム関連でいきますと6,870万円ほどになります。この合計に消費税が546万程度、それから備荒資金組合の金利が加わって取得価格というのが内訳でございます。

機器の中で高いのは何かというようなお話もありましたけれども、先ほど言われました納付書等の連続帳票を裁断する装置だとか、こういったのは1台だけで200万円ほどするという部分でございます。あとシーラーと言われるような督促状に使用するはがきを圧着する装置でありますけれども、こういったものが160万円ぐらい1台するというような内訳でございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 端的にお伺いします。

パソコンというのは、今基幹のパソコンがあって、それからもう一つシステムを動かすパソコンがあるというお話で、僕は皆さん職員の前にあるパソコンでいろんなものが見れるのかなというふうには思ったのですけれども、どうやらそういうことではない。このシステムを見るときは、職員が動いていくということなのですか。190台のうちの全部はまだ新しくなっていないというようなお話のようなのですけれども、もしお答えできれば、もう一回そのところですね。

それから、さっきのお話でもあった情報通信の、情報、住民情報のシステムということの中で、ディタッチャーという今も言っていた200万あるいはシーラーという160万というような機械を使って、これ市の職員が印刷したり、あるいは作業するのかなというふうに思っているのですけれども、こういうのというのはやっぱり財産取得をして、その市の職員がやらなければならないものなのか。こういうのは外注してしまったほうが機械のメンテや何かもなくして済むし、かえって安上がりではないのかなというふうに思うのですけれども、あえてこういう機械を買って市の職員がみずからやっていたいかなければならな

いという理由というのはどういうところにあるのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 最初にパソコンの話ですけれども、大きくイントラ系と基幹系があります。基幹系の関係は、住民記録や市税、国保の状況等がわかる仕組みであります。もう一つのほうはイントラ系で、通常のスケジュール管理だとか電子メールだとかというできるものに大きく2つに分かれております。基幹系の58台を与えられた職場については、その基幹系のパソコンでもイントラと同じように両方使えるという仕組みのものであります。

それから、先ほどのシーラー等の機器の関係でありますけれども、やはり個人情報等を扱っている関係から、職員がじかに作業をしなければならないというふうに考えておまして、職員のほうで購入して作業をするものであります。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議について

議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第7、議案第2号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議について、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第2号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等を取得することのできる職員及び再度の育児休業等を行うことのできる特別の事情等の改正が行われたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページの議案第2号附属説明資料をお開きいただきたいと存じます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、育児休業をすることができない職員について、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削るものであります。なお、第1号及び第2号の削除については、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が育児休業等を行うことができないことが同法に直接に規定されたことにより削除するものであります。

第2条の2は、最初の育児休業をした職員が特別な事情がない場合であっても再度の育児休業を行うことのできる期間について、その期間を57日間とするものであります。

第3条は、再度の育児休業を行うことができる特別の事情について、第1号は第5条の育児休業の承認の取り消し事由について、同条第1号及び第2号が削除されることから条文の整理をするものであります。

第4号は、育児休業をした職員が育児休業の承認の請求の際、育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限り育児休業の終了後3カ月以上の期間を経過したこととするものであります。

第5号は、条文の整理であり、同号中の「再度の」を削るものであります。

第5条は、育児休業の承認の取り消し事由について、第1号及び第2号を削り、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとするものであります。

第10条は、育児短時間勤務を行うことができない職員について、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削るものであります。なお、第1号及び第2号の削除については、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が育児短時間勤務を行うことができないことが同法に直接に規定されたことにより削除するものであります。

第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合であっても育児短時間勤務を行うことができる特別の事情について、第1号及び第4号は第13条の育児短時間勤務の承認の取り消し事由について、同条第1号が削除され、同条第2号以下順次繰り上げられることから条文の整理をするものであります。

第5号は、育児短時間勤務をした職員が育児短時間勤務の承認の請求の際、育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限り育児短時間勤務の終了後3カ月以上の期間を経過したこととするものであります。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由について、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものであります。

第15条は、部分休業をすることができない職員について、第1号から第4号を削り、育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とするものであります。なお、第1号の削除については、育児休業法の関係規定の改正により、これらの職員が部分休業をすることができないことが同法に直接に規定されたことにより削除するものであります。

附則として、この条例は、平成22年6月30日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、地方公務員法の一部改正に伴い、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、または活動することができる期間に時間外代休時間を追加するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページの議案第3号補足説明資料をお開きいただきたいと存じます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条第2号は、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、もしくは活動することのできる期間について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、議案第6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議についてご説明申し上げます。

奈井江町が設置する米穀貯蔵用利雪型施設を砂川市民に利用させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議をしたので、同法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

協議の内容であります。新砂川農業協同組合は多様な作物の取り組みから作物ごとの倉庫再編が必要となり、砂川市内にある既存の米の倉庫をタマネギ等の倉庫としたことから、新たに奈井江町が建設する公の施設を砂川市民で稲作農業者の米の倉庫として利用に供させるため、協議書の締結前に議会の議決を求めるものであります。

裏面をお開き願いたいと存じます。公の施設利用に関する協議書（案）についてご説明申し上げます。

奈井江町（以下「甲」という。）と砂川市（以下「乙」という。）は、甲が建設する奈井江町米穀貯蔵用利雪低温倉庫（以下「施設」という。）の利用に当たり、施設の効率的な利用を図るため、次のとおり事前に協議したものであり、10条の構成となっております。

第1条は、施設の建設を定めたものであり、甲は、国の経済産業省の補助申請を行い、平成21年度地域新エネルギー等導入促進事業の採択を受けて、施設を建設するとしたものであります。

第2条は、施設の建設位置を定めたもので、施設の建設位置は空知郡奈井江町字茶志内732番地3とするとし、第3条は施設建設経費の負担を定めたもので、施設の建設に要する経費の内訳は、地域新エネルギー等導入促進事業補助金及び過疎債、一般財源であるが、過疎債の償還に係る地方交付税措置分を除く経費及び一般財源の経費は、新砂川農業協同組合が負担し、甲及び乙の負担はないものとするとし、第4条は施設の利用を定めたもので、施設の利用は、地方自治法第244条の3の規定に基づく他の地方公共団体の公の施設の利用によるものとするものとし、第5条は施設の利用目的を定めたもので、雪氷を活用した低温倉庫に、甲及び乙の住民みずから生産した米を貯蔵、保管することにより、米の均一的な品質が保たれ、産地間競争に対応するとともに、甲及び乙の地域農業の振興を図ることを目的とするものと定めております。

第6条は、地域に供する施設を定めたもので、利用に供する施設は、1、米穀貯蔵用利雪低温倉庫と、2、その他附帯する機械備品等とし、第7条は関係市町住民の利用を定めたもので、甲及び乙の住民は、施設を利用することができるものとするものと定めたものであります。

第8条は、利用方法を定めたもので、施設の利用方法は、奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例に定めるところによるとし、第9条は疑義の決定を定めたもので、この協議書に定めのない事項またはこの協議書に定める事項に疑義が生じるときは、甲、乙協議して定めるものとし、第10条は協議書の締結を定めたもので、この協議書は甲、乙の議会の議決後に締結するとしており、最後に上記のとおり、協議の成立のあかしとして本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有すると定めております。

協議書の締結は、砂川市及び奈井江町双方が平成22年6月議会の議決を受けた後、砂川市長と奈井江町長の間で速やかに締結しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。今回の補正は2ページ、第1表、歳入歳出予算補正のとおり、予算は歳出内訳のみの補正であります。

それでは、歳出内訳のご説明をいたしますが、説明にアンダーラインを付してあるものは細節の新規事業であります。6ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、職員事務に要する経費250万1,000円の補正は、自己都合退職及び病気休職による欠員に対する臨時職員2名の配置にかかわる賃金であります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費426万9,000円の減額は、財政調整基金積立金の減額により財源調整を行うものであります。

次に、8ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費16万8,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づく商店街店舗整備事業の空き店舗賃借料助成として西1条北2丁目1番7号、みなみ食堂に対し平成21年4月から平成22年3月までの1年分の家賃の7割を助成するものであります。

次に、10ページ、8款土木費、1項1目土木総務費で一つ丸、土木事務に要する経費160万円の補正は、工事用の図面をコピーするために使用していた大型複写機が損傷し、修理部品の調達ができないことから新たに購入する経費であります。

以上が歳出内訳の補正予算であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号、第3号及び第6号の一括総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第6号 奈井江町における公の施設利用に関する協議書について質疑をさせていただきます。

奈井江町にすばらしい米の貯蔵施設ができるということは大変喜ばしいことで、私どもも喜んでいるわけでありますけれども、幾つかその内容についてお伺いをしたいというふうに思っております。

これまでは、雪を利用した米の施設は沼田町が有名で雪中米で売り出しておりました。しかし、今度の施設はそれよりもさらにすばらしい施設だというふうには聞いておりますが、この雪を利用した低温倉庫の1つは中身ですね、どういう倉庫になるのか、どういう形で雪を利用する倉庫になるのかお伺いしたいのと、その規模と建設費の総額について1つはお伺いしたいなというふうに思っております。

それから、先ほどの説明では、この倉庫の建設に当たっては平成21年度の地域新エネルギー導入促進事業の補助金を受けるというふうに言われておりましたけれども、この補

助金というのはどういう内容なのか、補助割合はどんなことなのかもお伺いして、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 議案第6号で2点ご質問いただきました。

1点目の倉庫の規模だとか建設費等でございますが、最初に新砂川農協さんの倉庫の再編計画というものがございまして、現在砂川農協には11棟の倉庫がございまして、そのうち砂川市が5棟で奈井江町が6棟ということで、砂川市にはもともと米の倉庫があったわけでございますが、昨年タマネギの倉庫に再編したということから、砂川市においては米以外の農作物を貯蔵する倉庫と。奈井江には6棟あるのですが、麦が1棟、雑穀1棟で米穀が5棟あるのですけれども、新たに1棟を建設。その1棟が雪氷を利用した倉庫の再編計画ということで、今後は12棟の計画になるところでございます。

それで、この雪を利用した低温倉庫の概要でございますが、まず事業主体は奈井江町でございます。それから、今回この倉庫の利用に当たりましての受益面積でございますけれども、砂川と奈井江で1,686ヘクタールで、うち砂川市が502ヘクタールの米の受益面積で約3分の1、30%ほどでございます。

それから、建設する倉庫の貯蔵庫の面積でございますけれども、900平方メートル、約273坪ほどでございます。そして、雪をためる貯雪の倉庫の面積でございますけれども、256ヘクタールで78坪ほどでございます。この倉庫に入れる雪の量でございますけれども、高さが7メートル、幅が12.8メートルでございます。それで、お米の最大貯蔵量でございますけれども、1,400トンということで、俵換算にしますと2万3,300俵ほどのお米を貯蔵するということになります。

それから、総事業費でございますけれども、2億9,700万円ということで現在補助申請で申請している金額でございますが、このうち補助金が6,300万ほどいただけます。それで、補助残が6,300万ほど引きますと2億3,400万円ほどの補助残がなりまして、この財源内訳につきましては過疎債で全額奈井江町が対応すると、起債の充当率は100%ということでございます。後年次交付税算入で75%ほどいただけますので、差し引き25%を3年据え置き、9年償還ということになるわけでございます。過疎債の償還に係る交付税措置分を除く経費と一般財源につきましては、後年次新砂川農業協同組合さんに使用料としてご負担していただくということで、12年間の均等払いで奈井江町に支払っていただくこととなります。

建設地につきましては、奈井江町と美唄の行政境界にございます現在米の乾燥調製施設があるライスセンターの東側に建設するということでございます。

それで、この倉庫の冷却方式でございますけれども、雪を活用した間接方式というものでございまして、沼田町さんは直接方式という倉庫になってございます。雪が解けた冷たい水を、融雪水ですけれども、冷房装置とした熱交換器により循環させるものでござい

して、同じ沼田町にある雪を利用した低温倉庫につきましては直接方式でございますので、湿度が高くてカビが生えるというデメリットがあるということでございまして、今回奈井江町に建設予定の雪氷を利用した倉庫につきましては、間接方式により熱交換器によって湿度を抑えた形の空調機によった冷風でもって低温倉庫ということになってございますので、この点が従来の沼田町さんにある雪を利用した低温倉庫との大きな違いではないかなと。ただ、その熱交換器の分だけは一応事業費は高くなりますけれども、これにつきましては経済産業省の補助対象になってございますので、2分の1補助金が入っています。経済産業省のほうの補助事業は、倉庫自体には補助金は入ってございませんが、雪をためる雪室、先ほど言った貯雪庫の分の建設費については2分の1、それからそこから循環させる機械器具関係ですね、熱交換器を通じてダクトから米の倉庫に至るまでのものについては全額補助対象経費になってございまして、これらの2分の1が補助金として6,300万入っているわけでございます。そのほか、実施設計費も補助対象になってございます。

それから、この低温倉庫でございますけれども、温度設定につきましては従来の低温倉庫と同じ15度で一応設定をいたしまして、8度まで下げることが可能ということでございます。雪を使った冷房の稼働期間でございますけれども、5月から8月ということで一応考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、大変詳しく説明をいただいたわけですが、お伺いしたい点は、先ほど総額で2億9,700万円のかかるわけですが、この経費の負担のところ見ると、経費の一部、一般財源経費については新砂川農協が負担するというふうになっているのですけれども、これは砂川農協といっても我々農民の負担になるわけで、これはどのぐらいになるのか、まずお伺いしたいなと。

それから、利用するには利用料をとということなのです。これまた農家負担になるのですけれども、これは1俵幾らとか利用料の設定はどのような方法で行われるのか。素晴らしい施設ができることは大変喜ばしいのですけれども、それによって農家自身の負担がふえるということになると、なかなか大変だと。特に今米価が、生産者米価が大変暴落しておりますし、昨年産の旧年産の米は40万トン以上も売れ残って、もう米は全く動かないという状況の中で、この素晴らしい施設ができれば消費拡大というか、そういうことにつながるなど期待されますが、農家負担がふえないことが我々としても望むわけで、そのあたり農協の負担額と、それから利用料についてお伺いしたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続き土田政己議員の質疑に対する答弁を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君 まず最初に、先ほどご説明した雪の貯雪庫の面積、256平方メートルを256ヘクタールとご答弁申し上げましたので、256平方メートルにご訂正いたしたいと思います。

それから、2回目のご質問をいただきました関係でございますけれども、建設総事業費から国の補助金を引いて、3年据え置き、9年償還でございますので、12年間農協さんが利用料としてお支払いするのですけれども、約5,840万円を12年間でお支払いするということとなります。それで、3年据え置きでございますけれども、9で割りますと年間650万ほどの奈井江町に利用料としてお支払いするという形になります。

それから、先ほど農協さんが全額奈井江町に利用料としてお支払いになりますので、個々の農家の方の負担ということはその都度は支払いはないと。トータル的に砂川農協の経営の中でいろんな事業を行っているわけですが、トータル的にお支払いする形になります。今回奈井江町が事業主体で建設されるということでございますので、固定資産税などのコスト的なものはかからなくなりますけれども、指定管理者ということで電気料などの経費関係がJAさんの負担ということになりますので、その辺生産者のご負担につきましては個々のものでなくて、農協さんの全体事業の中でのご負担ということになります。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 概要はよくわかりました。私たちもこの施設が本当に有効に活用されて、いわゆる砂川、奈井江地域のお米が全国でやっぱり消費の拡大につながって、全額本当に売れて評判のいいお米になってくれればいいなというふうに思っておりますので、ただ先ほども言いましたように今米をめぐる状況も大変厳しい状況もありまして、米価が暴落しているという状況で生産者農家も大変な状況ですから、これは農協と我々との関係にもなりますけれども、できるだけ農家負担がないように、そういうことができるように努めていきたいなというふうに思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第2号の育児休業等に関する条例の一部改正で若干お伺いをいたします。

先ほどの提案説明ではなかなかよくわからなかったもので、あえて質問させていただくのですけれども、まず第1点目は、第2条の今まで非常勤職員あるいは臨時的な任用職員が育児休業することができない職員として書かれていたのが今回削除になっているのですけれども、これは何か意味があるのかどうか。

5項と6項が削除になってきたということは、特にそこでお伺いすれば今回のことはわ

かるかなというふうに思うのですけれども、砂川市の職員にとって育児休業がどういう形になるのかというのがわかりやすく説明していただければなというふうに思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 今回の条例改正の意味でありますけれども、今回の一部改正では社会全体で子供を、次代を担う子供を安心して産み育てることができるようにということで、環境の整備に取り組むことを課題としながら、公務員職場においても男女を問わず家庭における子育てなどの責任を果たすために改正がなされてきているところであります。

概略申し上げますと、具体的にどのように今育児が、育児休業を取得しやすくなったかということでありまして、これまでどちらかが育児休業していれば取得することができなかったという部分が配偶者が育児休業等をしている職員でも育児休業等を取得することができるということになったものが1つであります。また、配偶者が専業主婦である職員でも育児休業を取得することができるというふうに緩和されてきたものであります。また、他の条文でありますけれども、再度育児休業等をするのには特別な事情というものが必要でありましたけれども、男性職員について、子の出生の日から57日間の期間内に最初の育児休業をした職員は、従前はだめでしたけれども、特別な事情がなくても再び育児休業をすることができることとされたものでありまして、また育児休業計画書を提出した場合に限り、夫婦が交互にそれぞれ3カ月以上保育事業をしなくても、最初の育児休業をした後、3カ月経過した場合に再度育児休業をすることができるなど緩和措置がとられたところであります。

そういったところが主な改正内容で、職員が育児休業をとりやすくなったということが主な趣旨でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

それは、この職員の、砂川市職員の……失礼しました。これは、育児休業法の改正が直接法のほうに規定されたため削除されたものであります。非常勤職員と臨時的に任用された職員については、もと法のほうで直接規定されたことによって削除ということでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ちょっと1点目のほうがわかりませんが、つまり僕はこれ市の職員の中には非常勤職員もいれば臨時的任用され臨時職員もいるのだというのをあえて削除したというのは、正職員しか職員と認めていないのかなというふうに私は思ったのですけれども、そうではなさそうですね。

あとは、2人そろっても育児休業がとれることになったのと、それからご主人が市の職員で奥さんが専業主婦で子育てに専念できても、ご主人も育児休業がとれるという形にな

ったということが主なことなのだろうと思うのです。非常に職員にとってはいい状況になるのだろうなというふうに思うのですけれども、ただ僕はちょっと感じるのは、市内の民間ではなかなか育児休業すらもとりにくいというのが現状なわけです。そんなようなことも含めて、職員ばかり何でこんなに恵まれているのだろうなんていうふうに思われないうような点から、総括質疑ですからちょっとお伺いをしたいことは、これ育児休業中というのは職員は給料はもらえるのでしょうか。もし2人で休んでしまって給料もらえないとなったら生活できないのではないかなとも思ったりするので、その辺のところというのはちょっと条例に直接関係ないのですけれども、先ほど言ったような理由でお伺いできればというふうに思っているのですけれども。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 育児休業中については給与は出ません。その期間中は共済のほうから2分の1出るという形になっておりまして、復帰後、残り2分の1がまた出されていくということになっております。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 こうやって市の職員は育児休業がとりやすくなる、社会でも、社会で子供を育てる、あるいは夫婦そろって子供を育てるということはとてもいいことだというふうに思いますが、だけれども職員も大分削減をされてきていて、例えば育児休業したら、その職場大変だなんていう環境もなきにしもあらずかなというふうには思うのですけれども、もうこの辺のところというのは、いわゆる理事者がどう考えていくかということなのですけれども、つまり条例でせっかく定めたものが余り使いづらいのだというような状況がもしあるとすれば、これは一体何のために条例を決めていくのだということにもなるので、その辺は市長がこの条例を提案される状況があるわけですから、管理者というか雇い主としてどのように感じていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 状況といたしましては、21年度で市役所側のほうで3名の女性が育児休業をとっている状況がございますが、そういった場合の職場の部分につきましては、職員の配置あるいは臨時職員等で対応していかざるを得ないという部分で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) これ大変難しい問題があるのですけれども、たまたま女性の方があなたはことし出産の予定ありますかと、こういうふうに聞かぬうちは予算編成ができないという問題があつて、ところがこれある職場でこれを聞くことはプライバシーに侵害をするのではないかという問題がありまして、現実的には本人にあなたはことし出産の予定がありますかということは聞けないのではないだろうかということで、実際予算編成はできないという実は問題がありまして、したがって今総務部長から言ったように、

前段にわからない問題があるものですから、いわばきょう出産する、あるいはあすから、それでは臨時なりパートということになるのかと、難しい実は問題あるのですけれども、できるだけご本人は、いわば体に障害が持ったら大変でございますし、さらに子供さんの子育てができないことになると大変でありますから、やっぱり応急、緊急的にそういうパートなり臨時職員を雇えるような調整を今後ともつくっていかねばならない。せっかくできた法律でありますから、できるだけその保障をしてあげたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号、第3号及び第6号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りいたします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時25分